埼玉県協定締結医療機関施設整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第114 号)(以下「法」という。)に基づき、県と法第36条の3第1項に規定する医療措置協定(以下「協定」という。)を締結する医療機関の新興感染症への対応力の強化を図り、もって新興感染症に対して迅速かつ適確に必要な措置を講ずる医療提供体制を確保するため、当該医療機関に必要な施設を整備する事業で、県が適当と認めるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和 40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、こ の要綱に定めるところによる。

(交付の対象)

第2条 補助金の対象となる事業は、「埼玉県協定締結医療機関施設・設備整備 事業実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づいて実施する事業とする。

(事業計画の策定)

第3条 この補助金の交付申請をしようとする者は、事業の実施に係る所要額 に関する調書及び事業に関する計画書を様式第1号により作成し、別に定める日までに知事に対して提出するものとする。

(暴力団の排除)

- 第4条 補助を受けようとする事業を行う者が次のいずれかに該当する場合は 補助の対象とならない。
 - 一 役員等(事業を行う者が個人である場合にはその者を、事業を行う者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
 - 二 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に 規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与し ていると認められるとき。
 - 三 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認め

られるとき。

- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 五 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(交付の対象外費用)

- 第5条 この補助金は、次に掲げる費用については補助の対象外とする。
 - 一 土地の取得又は整地に要する費用
 - 二 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
 - 三 設計その他工事に伴う事務に要する費用
 - 四 既存建物の買収(既存建物を買収することが建物を新築することよりも効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。) に要する費用
 - 五 その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

- 第6条 この補助金の交付額は、次の一から二より算出された額を予算の範囲 内において交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じ た場合には、それぞれこれを切捨てるものとする。
 - 一 病室の感染対策に係る整備
 - ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に次の表第3欄の補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
 - 二 病室の感染対策に係る整備以外
 - ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額 とを比較して少ない方の額を選定する。
 - イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に次の表第3欄の補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
(1) 病室の感染対策に係る	病床確保に係る協定締結医療機関とし	2/3
整備	て必要な個室整備等に要する工事費又	
1室当たり 29,420 千円	は工事請負費	
	(専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、	
	バス等の付属設備の整備を含む。)	
(2) 病棟等の感染対策に係	病床確保に係る協定締結医療機関とし	10/10
る整備	て必要な多床室を個室化するための可	
対象面積1㎡当たり	動式パーテーションの設置、病棟の入	
基準単価 484,000 円	り口の扉の設置、病棟のゾーニングを	
	行うための改修等に要する工事費又は	
	工事請負費	
(3) 個人防護具の保管施設	病床確保、発熱外来、又は自宅療養者	10/10
の整備	等への医療の提供に係る協定締結医療	
対象面積 1 m ² 当たり	機関として必要な個人防護具保管庫の	
基準単価 484,000 円	設置等に要する工事費又は工事請負費	

- (注) 1 同一事業について補助を受けるときは、交付額が重複することのないよう、今年度分の基準面積(基準面積が定められていないときは基準額とする。以下この項において同じ。)から当該補助の際の基準面積を進捗率により按分し差し引くこととする。
 - 2 補助対象面積が基準面積を下回るときは、当該補助対象面積を基準面積とする。

(交付の条件)

- 第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - 事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、 速やかに知事の承認を受けなければならない。
 - 二 事業の内容の変更(ただし、軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。事業の内容について、施設整備事業については、次のものとする。
 - ア 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)
 - イ 建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変 更を除く。)
 - 三 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事に承認を受けなければならない。

- 四 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- 五 事業により効用の増加した不動産及びその従物については、規則第19条により知事が定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。
- 六 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、そ の収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- 七 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- 八 事業に係る証拠書類等の管理については、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は規則第19条により知事が定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- 九 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県 が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- 十 医療機関ごとの補助申請予定額のうち、補助される額が1億円以上の施設 整備を行う場合には、原則として5社以上の競争入札を行わなければならな い。
- 十一 補助事業を行うために請負契約を締結する場合は、一括下請負の承諾を してはならない。
- 十二 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、第7号様式により速やかに知事に報告しなければならない。補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに報告できないときは、補助事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までにその旨報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部(又は一支社、一支 所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本 社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課 税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。 また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

- 十三 この補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けて はならない。
- 十四 この補助金を補助対象経費以外に使用してはならない。
- 十五 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けてはならない。
- 十六 正当な理由がある場合を除き、県から要請があったときは県と締結する「新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定(医療措置協定)書」における医療措置を講ずること。

(交付申請の様式等)

- 第8条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第2号によるものとし、その 提出期限は、知事が別に定めるものとする。
- 2 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れにかかる消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請書提出時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(添付書類)

- 第9条 前条の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 経費所要額調書
 - 二事業計画書
- 2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第4号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 3 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本
 - 二 工事計画図(設計図等)
 - 三 工事内訳書
 - 四 その他参考となる資料

(変更申請手続)

第10条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する ため変更交付申請を行う場合には、第8条及び第9条の規定に準じた手続に より行うものとする。

この場合、申請書の様式は、様式第3号とする。

(交付決定通知書の様式)

第11条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第4号及び様式第4-2号のとおりとする。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

- 第13条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後30日以内又は補助金申請日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとする。
- 2 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相 当額が明らかな場合には、これを当該補助金から減額して報告しなければな らない。

ただし、実績報告書提出時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(添付書類)

- 第14条 前条の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければばらない。
 - 一 経費所要額精算書
 - 二 事業実績報告書
 - 三 当該事業に係る歳入歳出決算書(見込)の抄本(当該補助事業の決算額を 備考欄等に記入すること)
 - 四 補助事業完了後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
 - 五 契約書、領収書、検収調書等の写し
 - 六 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図
 - 七 補助対象事業の工事設計図及び工事内訳書
 - 八 その他参考となる資料

(確定通知書の様式)

第15条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

(補助金の支払い)

第16条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した後、補助事業者が提出する 請求書に基づいて支払いを行う。

ただし、知事は、必要があると認めるときは、予算額の範囲内において概算 払をすることができる。

(補助金の返還)

- 第17条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額 を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分につ いて返還を命ずるものとする。
- 2 知事は、前条に規定する補助金の確定の結果、補助金に不足を生じた場合で あっても、不足額を支払わないものとする。

(その他)

第18条 この交付要綱に定める補助対象事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第25号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の適用がある。

附則

この要綱は、令和6年8月23日から施行する。なお、令和6年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和7年10月22日から施行する。なお、令和7年4月1日から適用する。